

【資料2】

現地支援責任者について（変更）

令和3年5月11日

大阪府四條畷市

現行の現地支援責任者の役割について

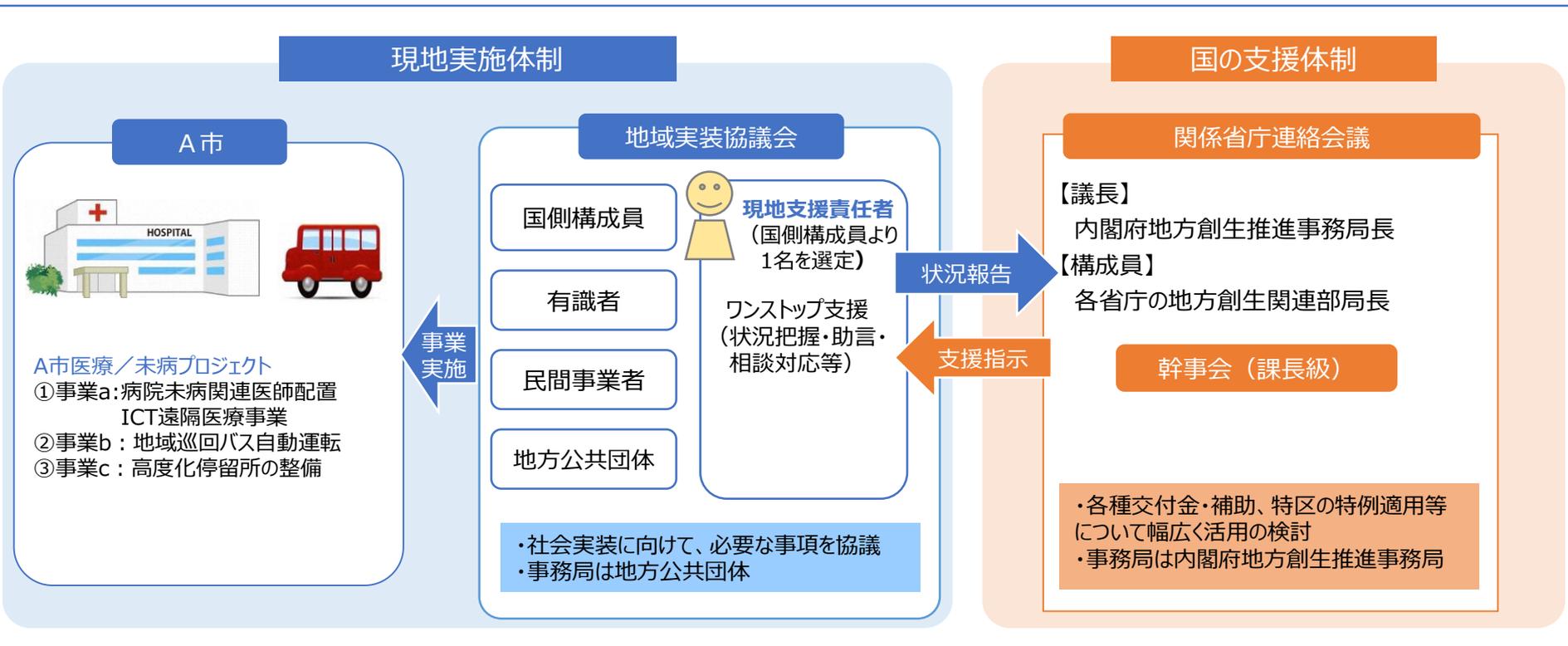
現地支援責任者とは

- ・「地域実装協議会（現地支援体制）」における、**国側の実務責任者**。
- ・「地域実装協議会」の**国側構成員より1名を「現地支援責任者」として選定**。

現地支援責任者の役割

・現地支援責任者は、地方公共団体のワンストップ窓口として、**目標の達成状況の把握、地方公共団体からの相談事項に対する助言や複数事業間の総合調整、その他各種相談事項への対応**について、内閣府と連携して実施し、実装に向けた支援を行う。

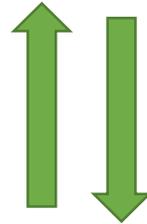
・なお、取り組み状況を把握するための**各種照会**は内閣府が実施、とりまとめのうえ**現地支援責任者に共有**し、助言や複数事業間の総合調整等について、**現地支援責任者では対応に支障があると考えられる場合は、協議のうえ内閣府が対応**することとする。



未来技術社会実装事業 支援イメージ



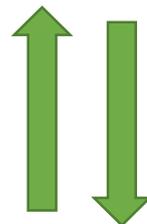
- ・現地支援責任者では対応に支障がある案件の**対応依頼**
- ・取組状況について**所感報告**



- ・対応依頼への**回答**
- ・所感報告を踏まえた**対応指示**
- ・各種照会事項のとりまとめ**内容の共有**



- ・事業に関する**各種相談等**



- ・**相談等への対応**
所掌の範囲内：助言、調整等
所掌外：関係する国側構成員に情報提供、
具体的には当該構成員に相談を行うよう地方公共団体に依頼
※上記対応が困難な場合は内閣府に対応依頼



・各種照会事項への回答等

- ・現地支援責任者より対応依頼のあった相談事項への対応
- ・各種照会（現地支援責任者にも共有）
- ・その他、内閣府が直接行うことが望ましい事項への対応

Q&A

Q1. 現地支援責任者はどのような業務を行うのか。

A1. 現地支援責任者は、地方公共団体のワンストップ窓口として、**目標の達成状況の把握、地方公共団体からの相談事項に対する助言や複数事業間の総合調整、その他各種相談事項への対応**について、内閣府と連携して実施し、実装に向けた支援を行う。

なお、取り組み状況を把握するための**各種照会**は内閣府が実施、とりまとめのうえ現地支援責任者に共有し、**助言や複数事業間の総合調整等**について、現地支援責任者では対応に支障があると考えられる場合は、**協議のうえ内閣府が対応**することとする。

Q2. 地方公共団体からの相談等について、所掌外の相談や他省庁との調整が発生した場合、どのように対応すべきか。

A2. 地方公共団体からの相談等については、**ワンストップ窓口として現地支援責任者が一旦受けつうえで、内容に応じて以下のとおりご対応**いただきたい。

①所掌の範囲内の相談事項等：現地支援責任者が直接対応（助言・調整等）

②所掌外の相談事項等：現地支援責任者が関係する国側構成員に情報提供し、また、地方公共団体には当該構成員に具体的な相談を行うよう依頼

③ ①及び② の対応が困難である場合(※)：内閣府に対応依頼

(※)調整が難航している、地方公共団体が相談できる適切な国側構成員がない等の場合

未来技術社会実装事業 制度要綱

第1 事業の目的

未来技術社会実装事業（以下、「本事業」という。）は、スマートシティの実現を推進するため、AI、IoT や自動運転、ドローン等の未来技術を活用した新しい地方創生を目指し、革新的で先導性と横展開可能性等に優れた地方公共団体の事業（以下、「実施事業」という。）について、現地実施体制を構築し、関係省庁による総合的な支援を行うことで、地域における未来技術の社会実装の実現を図ることを目的とする。

第2 事業の申請

地方公共団体は、本事業の申請にあたり、内閣府地方創生推進事務局（以下、「内閣府」という。）が別途定める募集要領を参照のうえ提案書類を作成し、内閣府に提出する。内閣府は、地方公共団体より提出された提案書類等について、目指す将来像や解決すべき課題、事業の実施計画などの観点から書面審査を行い、必要に応じて地方公共団体に対してヒアリングを実施し、関係省庁と協議のうえ、実施事業を決定する。

第3 事業の支援

国は、関係省庁の専門的な知見の提供、実装に向けた地方公共団体からの相談の対応等を行う。

第4 実施体制

実施体制として、地域実装協議会（以下、「協議会」という。）及び関係省庁連絡会議を定める。

1 地域実装協議会

実施事業の主体たる地方公共団体は、以下の取組を実施するため、協議会を置く。

- (1) 地域課題の解決を見据えた実施計画の作成
- (2) 実装に向けた技術課題の抽出や、実証実験の実施等
- (3) 実施事業の進捗管理
- (4) 実施事業の問題点の洗い出しと解決策の立案

1-1 構成員

協議会の構成員は、国側の実務責任者である「現地支援責任者」、現地支援責任者を除く「国側構成員」、有識者・民間事業者・住民団体等の「その他構成員」から構成される。

1-2 現地支援責任者の役割

現地支援責任者は、地方公共団体のワンストップ窓口として、目標の達成状況の把握、地方公共団体からの相談事項に対する助言や複数事業間の総合調整、その他各種相談

事項への対応について、内閣府と連携して実施し、実装に向けた支援を行う。

なお、取り組み状況を把握するための各種照会は内閣府が実施、とりまとめのうえ現地支援責任者に共有し、助言や複数事業間の総合調整等について、現地支援責任者では対応に支障があると考えられる場合は、協議のうえ内閣府が対応することとする。

1-3 構成員の指定

内閣府、関係省庁及び地方公共団体は、各構成員を以下のとおり指定する。

(1) 現地支援責任者

内閣府が、関係省庁と協議のうえ主務省庁を選定する。主務省庁は、内閣府と協議のうえ現地支援責任者となる部局及び役職を指定する。

(2) 国側構成員

内閣府が、地方公共団体の意向を踏まえ、関係省庁と協議のうえ構成員となる省庁を選定する。選定された省庁は、構成員となる部局及び役職を指定する。

(3) その他構成員

地方公共団体が、関係者と調整のうえ、事業の推進に必要な構成員を指定する。

1-4 事務局

協議会の事務局は、提案者である地方公共団体に置く。

2 関係省庁連絡会議

内閣府は、本事業に関する事項について関係省庁との調整を行うため、関係省庁からなる関係省庁連絡会議及び幹事会を置く。

第5 支援期間

実施事業の支援期間は、原則3年間とする。また、支援期間満了後も継続を希望する場合は、支援期間の最終年度に継続申請書を提出し、認定を受けた場合に、追加で2年間の支援を受けることができる。

第6 事業内容の変更

地方公共団体は、実施事業の内容の一部変更・追加、協議会構成員の追加・削除、実施事業の名称や申請主体の変更等の必要が生じる場合は、内閣府及び現地支援責任者に事前相談のうえ変更を行う。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。